

平成30年度農業関連税制改正に関する要望

北海道の農業は、国民に対する安全な農畜産物の安定供給をはじめ、地域経済・社会の維持、国土・環境の保全等の多面的機能を発揮し、わが国経済の発展と社会の安定に大きく寄与しています。

しかしながら、TPP協定の国会批准や日欧EPA交渉の合意などにより、食料・農業・農村等を取り巻く環境は厳しさを増しており、こうした厳しい経済環境の中で、引き続き北海道の農業・農村の持続的発展を期することが重要です。

つきましては、平成30年度税制改正に当たり下記の事項を要望いたします。

記

I. 農業等に関連する税制改正の要望事項

《29年度末に適用期限が到来する租税特別措置の継続など》

1. 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の特例措置について、制度を改善した上で継続すること。（所得税、法人税）
 - (1). 収支計算（白色申告）申告者を対象とすること。
 - (2). 準備金の使途対象に高額な中古農機具などを認めること。
 - (3). 農地保有合理化促進事業で農地を取得（最長10年貸付後）する場合は、積立期間を10年に延長すること。
2. 農業用トラクターや動力源等の使途に供する軽油の「軽油引取税の課税免税」（32.1円/ℓ）の特例措置を恒久化すること。（軽油引取税）

また、野菜など高収益作物栽培の導入等を踏まえ、育苗ハウス等の除雪作業に使用する軽油について免税対象とすること。
3. 評価額課税による税額が農地調整税額（前年度分の課税標準額×負担調整税額×税額）を超える場合に、当該農地調整税額をもって年度の税額とする、農地に対する負担調整措置を継続すること。（固定資産税、都市計画税）
4. 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置（資産割1/4控除）を継続すること。（事業所税）
5. 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例措置（20/1,000→10/1,000）を継続すること。（登記免許税）

6. 農地中間管理権の取得に係る特例措置（農地中間管理権の取得年数が10年以上の場合は3年間1/2控除、15年以上の場合は5年間1/2控除）を継続すること。（固定資産税、都市計画税）

《平成30年度税制改正における制度の新設》

1. 酪農・畜産や野菜・果樹などの認定農業者に対し、農業経営基盤強化準備金制度に準ずる準備金制度を創設すること。
2. 認定農業者の青色申告特別控除額（現行10万円を30万円、同65万円を130万円）を上げること。
3. 農地利用集積などに伴う譲渡所得税の特別控除額を大幅に引き上げ（現行800万円と1,500万円を一律3,000万円）すること。
4. 農地等に係る相続税の納税猶予制度について、農業投資価格を大幅に引下げるなど、農業者が活用できる制度に改善すること。
5. 揮発油税及び地方揮発油税（現行53.8円/ℓ）の暫定税率を元に戻すとともに、農業用で使用するガソリンについて免税措置を講ずること。
6. 使用地域や期間が限られ走行距離数も短い農業用に使用する自家用貨物自動車について、自動車重量税の軽減措置を講ずること。

II. 消費税率再引上げ及び軽減税率の導入反対など

1. 消費税率8%引上げに伴う農産物等における適正な転嫁対策を強化するとともに、価格表示は品代と消費税額が明確に区分される方法を恒久化すること。
2. 消費税率10%への再引上げ及び食料品等に対する軽減税率の導入については断じて行わないこと。

以上

2017(平成29)年8月 日

北海道農民連盟
委員長 西原 正行